

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	弘前市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人弘前市医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門	看護学科	②・通信	72単位	6単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://hmana.ac.jp>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-① 【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 理事（役員）名簿の公表方法

--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
(備考)			

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	弘前市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人弘前市医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	看護専門学校運営委員会
役割	1 学校の運営及び学生に関する事項を審議する。 2 授業料等、学費の改正に関すること。 3 進級・卒業の認定に関すること。 4 学則の改正に関すること。 5 学生の懲罰に関すること。 6 学費免除規定に関すること。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
病院長	2024. 6. 14～ 2026. 6. 13	弘前市医師会会員
病院医師	2024. 6. 14～ 2026. 6. 13	弘前市医師会会員
（備考）		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	弘前市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人弘前市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) カリキュラムに則った適任者を前年度10月頃より選定し、依頼を開始している。 3月までに年間授業計画書を作成、学生向け「学生便覧」等と一緒に4月の講義開始前のオリエンテーションで学生に説明している。講師のスケジュール変更等が生じることがあるため、月ごとの時間割表を作成し学生に配布している。	
授業計画書の公表方法	https://hmana.ac.jp
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 1 成績の評価 成績の評価は、試験・出席状況・課題提出で行い、詳細については以下の通り。 2 評価 評価は試験又は課題提出をもって行う。 3 試験 各科目別にその科目の担当講師がこれを行う。 (1) 原則として試験は、1講師毎に実施しその関係科目講師との協議によってその科目の評価とする。 (2) 試験は、講義が終了した学期末までに行う。但し担当講師が必要と認めたとき、これ以外に行うことができる。 (3) 試験は、記述試験、口答試験、実技試験等によって行うものとする。 (4) 臨地実習の評価は、実習評価表に基づいて行う。 (5) 所定の期日までに学習課題を提出しなかった時は、試験又は評価を受ける資格を失うことがある。 4 成績評価 成績評価は、科目毎に100点満点とし、60点以上を合格とする。ただし、再試験に合格した者の成績評価は60点とする。 5 単位の認定 授業科目の履修状況を確認の上、所定の単位を与える。 単位の認定は、認定に必要な出席時間数以上の出席と当該科目の評価(試験、学習状況、学習課題提出等)により行う。 単位の認定とは次の要件を満たしているものをいう。 (1) 学習課題が提出されていること (2) 出席時間数が3分の2に達し、かつ必要な補習を終了していること (3) 科目の成績評価が60点以上であること (4) 臨地実習においては、欠席時間数が3分の1未満であっても、看護師等養成所の運営に関する指導要領で規定された実習時間数を満たしていなければ単位を認定しない。 前項における規定の実習時間数に達しない者は、不足した実習時間数を臨地において補習実習を行う。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 1 前期・後期の終了時に合わせ、成績順位を作成し学生に成績表として出している。 (各履修科目の成績評価を100点満点で点数化し、総合点と平均点により順位を決定し全体の成績表を作成) 2 これをもとに、客観的な指標となる分布表を作成する	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	https://hmana.ac.jp
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 所定の課程を修了した者について、卒業を認定する。 1 卒業認定は、次の各号に該当しなければならない。 (1) 全科目の評価が、60点以上の者 (2) 所定の授業時間数の3分の2以上出席した者 (3) 准看護学科において出席日数が3分の2未満であっても、所定の学科の補習及び補習実習を修了した者 2 学校長は学校運営委員会の議(卒業認定会議)を経て、卒業を認定する。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	https://hmana.ac.jp

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	弘前市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人弘前市医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://hmana.ac.jp
収支計算書又は損益計算書	https://hmana.ac.jp
財産目録	公益的支出計画実施報告（弘前市医師会事務局窓口にて閲覧可能）
事業報告書	公益的支出計画実施報告（弘前市医師会事務局窓口にて閲覧可能）
監事による監査報告（書）	公益的支出計画実施報告（弘前市医師会事務局窓口にて閲覧可能）

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療（看護）		看護専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	夜	72単位	単位時間 45/単位	単位時間 11/単位	単位時間 16/単位	単位時間 0/単位	単位時間 0/単位
			72単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		119人	0人	9人	100人	109人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
（概要） カリキュラムに則った適任者を前年度10月頃より選定し、依頼を開始している。 3月までに年間授業計画書を作成、学生向け「学生便覧」等と一緒に4月の講義開始前のオリエンテーションで学生に説明している。講師のスケジュール変更等が生じることがあるため、月ごとの時間割表を作成し学生に配布している。	
成績評価の基準・方法	
（概要） 1 評価 評価は試験又は課題提出をもって行う。 2 試験 各科目別にその科目の担当講師がこれを行う。 (1) 原則として試験は、1講師毎に実施しその関係科目講師との協議によってその科目の評価とする。 (2) 試験は、講義が終了した学期末までに行う。但し担当講師が必要と認めたとき、これ以外に行うことが出来る。 (3) 試験は、記述試験、口答試験、実技試験等によって行うものとする。	

(4) 臨地実習の評価は、実習評価表に基づいて行う。 (5) 所定の期日までに学習課題を提出しなかった時は、試験又は評価を受ける資格を失うことがある。	
3	成績評価 成績評価は、科目毎に100点満点とし、60点以上を合格とする。ただし、再試験に合格した者の成績評価は60点とする。
4	単位の認定 授業科目の履修状況を確認の上、所定の単位を与える。 単位の認定は、認定に必要な出席時間数以上の出席と当該科目の評価（試験、学習状況、学習課題提出等）により行う。 単位の認定とは次の要件を満たしているものをいう。 (1) 学習課題が提出されていること (2) 出席時間数が3分の2に達し、かつ必要な補習を終了していること。 (3) 科目の成績評価が60点以上であること。 (4) 臨地実習においては、欠席時間数が3分の1未満であっても、看護師等養成所の運営に関する指導要領で規定された実習時間数を満たしていなければ単位を認定しない。 前項における規定の実習時間数に達しない者は、不足した実習時間数を臨地において補習実習を行う。
卒業・進級の認定基準	
(概要) (卒業認定) 所定の課程を修了した者について、卒業を認定する。 1 卒業認定は、次の各号に該当しなければならない。 (1) 全科目の評価が、60点以上の者 (2) 所定の授業時間数の3分の2以上出席した者 2 学校長は学校運営委員会の議（卒業認定会議）を経て、卒業を認定する。	
学修支援等	
(概要) 1 個人面談の実施 2 3年次国家試験に向けた集中勉強会、補講の実施 3 放送大学との併修を支援	

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
30人 (100%)	0人 (0%)	29人 (97%)	1人 (3%)
(主な就職、業界等) 病院、診療所、保育園、介護老人施設等			
(就職指導内容) 学生個人の希望を最優先とするが、学生の性格や技術等を総合的に判断し、アドバイスや助言する個別面談を実施している。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格 大学等への編入学資格			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
1 1 1 人	0 人	0 %
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個人面談の実施とアドバイス		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
准看護学科	100,000 円	400,000 円	120,000 円	教育充実費
看護学科	100,000 円	400,000 円	200,000 円	教育充実費
修学支援 (任意記載事項)				
看護学科の学生に対し、学費免除規程を設けている。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 自己点検表 (看護専門学校教務室にて閲覧可能)		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
1 実施方法 (1) 評価委員を選任し、依頼文書を送付 (2) 承諾を頂き委嘱状と評価の参考資料、返信用封筒を送付 (3) 学校評価会議の開催 (結果報告、質疑応答等) (4) 学校運営委員会への報告 ※ 3年毎に実施 (2024年度実施済：次回開催 2027年度) 2 主な評価項目 (1) 教育理念、教育目的 (2) 教育目標 (3) 教育課程経営 (4) 教授・学習・評価過程 (5) 経営・管理過程等 3 委員の選出区分 (1) 実習施設代表 (看護部門から各1名) (2) 講師代表 (各1名) (3) 保護者代表 (1名) (4) 卒業生代表 (各1名) (5) 学校教育関係者 (大学関係者1名、高等学校関係者1名) (6) 卒業生受入施設代表 (1名) (7) 学校地域住民代表 (1名) 4 評価の活用方法 学校関係者評価会議の資料として活用		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
私立病院看護部長	委嘱年の7月1日から9月30日	看護学科実習施設代表
同上	同上	准看護学科実習施設代表
元短期大学助教	同上	看護学科講師代表

社会福祉協議会事務局長	同上	准看護学科講師代表
保護者	同上	准看護学科保護者代表
病院看護師	委嘱年の7月1日から9月30日	看護学科卒業生代表
NPO法人代表	同上	准看護学科卒業生代表
国立大学講師	同上	大学教育関係者代表
高校進路指導主任	同上	高校教育関係者代表
開業医院長	同上	卒業生受入施設長代表
元小学校校長	同上	地域住民代表
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://hmana.ac.jp		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://hmana.ac.jp
--

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H102310000138
学校名 (〇〇大学 等)	弘前市医師会看護専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	一般社団法人弘前市医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		－ 人（ 0 ）人	－ 人（ 0 ）人	－ 人（ 0 ）人
内 訳	第Ⅰ区分	－ 人	－ 人	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅱ区分	－ 人	0 人	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅲ区分	－ 人	－ 人	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0 人	0 人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0 人	0 人	
	区分外（多子世帯）	0 人	0 人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0 人（ 0 ）人
合計（年間）				－ 人（ 0 ）人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0 人
----	-----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0 人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0 人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0 人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0 人	人	人
計	0 人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0 人	前半期	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0 人
3月以上の停学	0 人
年間計	0 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0 人
訓告	0 人
年間計	0 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0 人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0 人	人	人
GPA等が下位4分の1	0 人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0 人	人	人
計	0 人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

